

私は、発言通告に従い個人質問を行います。

本日は、県立高校の卒業式です。不安の中にも夢を持って旅たつ若者達に幸多かれとエールを送りたいと思います。さて、日曜日の早朝、震度4の地震に本市は見舞われました。幸い被害が少なく、ほっとしていますが、職員の皆さんご苦勞様でございました。今回は携帯の威力を実感しました。地震の5秒前に携帯の警報が鳴りました。文面には「地震が来ます。注意してください」と書いてあったような気がします。その精度に感心した次第です。

では質問したいと思います。はじめに、

市役所の臨時・非常勤職員の待遇改善について質問します。

デフレスパイラルの原因は、市民の購買力が大きく縮小していることにあります。このままでは企業の業績を悪化させ、更なる経済の縮小、雇用の悪化へと悪循環が広がります。

それを断ち切るためにも、労働者の雇用の改善を図ることが求められ、企業にも指導要請をする立場である、那覇市自らが臨時非常勤のワーキングプアを解消していくことが重要です。

- (1) 臨時・非常勤職員の公務労働における位置づけは何か
- (2) 専門的職種である、幼稚園・保育所・図書司書・およびその他、学校給食・徴税の部署の臨時非常勤の人数と比率、月額賃金・年収はそれぞれいくらか。正規職員と比較して、その差はいくらか。
- (3) 労働基準法・改正パート労働法でうたわれている、同一労働・同一賃金の原則に照らしても、本市の非正規職員の低賃金を異常と思わないか。
- (4) 本市の「臨時職員の身分取り扱いに関する規則」の6条を削除すること、「那覇市非常勤職員要綱」における3年任期やボーナスの支給、時給を1000円以上にする、交通費の支給は実費を保障するなど待遇改善を図るべきである。問います。

次に、不要入れ歯リサイクルについてです。

2008年12月1日から設置された、「不要入れ歯のリサイクルボックス」への市民の協力はいただけているのか。以下質問します

不要入れ歯の回収個数とリサイクルの金額はどうなっているか。社会福祉協議会への還元金はいくらか

南部地区歯科医師会にも協力を要請し、患者さんへの呼びかけ、歯科医院の中に回収ボックスの設置などを依頼してはどうか。対応を伺います

次に、フードバンクについて

このNPOはセカンドハーベストジャパンとも呼ばれ、まだ食べられるのに廃棄される食料を企業などから提供してもらい、福祉施設や生活困窮の人々に配布しているボランティア団体です。

- ① フードバンクの活動内容とこれまでの実績について伺います。本市の生活困窮者がど

のくらい、このフードバンクの支援を受けているか。

- ② 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」との関連や、本市の資源循環型社会の構築を目指す方針との関係で、このNPO団体の活動はどのように評価できるか。
- ③ この団体の活動は、福祉の向上につながると思うが、行政としてどのような支援が可能か。伺います。

## 再質問

### 入れ歯リサイクル

協力いただいた方々にお礼と現状の報告、そして更なる協力をお願いすることが、このリサイクルには欠かせないと思います。

## 再質問

沖縄県の歯科クリニックで、回収ボックスを置いて、独自に協力している歯医者さんは、沖縄では、たったの1ヶ所です。市内で広げるためには歯医者さんの協力は多いのではないのでしょうか。

答弁いただいた数字はわずか3ヶ月なんですね。結果は42個の協力があり、その金属精製過程から、金が17.4g約4万円相当が取れています。1万6960円がユニセフに、同じ金額が社協に寄付されています。市民の小さな善意が、世界の子どもの命を救う大きな力になっています。市民の皆さんが関心を持つような取り組みをすれば、もっと集まると思います。ボックスは市役所や各支所に置かれていますが、字が小さく何の箱なのかわからない。地面に置かれて目立たない。改善してほしいなど、思っています。

要望したいのは1点です。

毎年、市民の友やゴミの分別収集チラシなどに、不要入れ歯のリサイクルを啓発し、市としてバックアップをしていただきたい。答弁は結構です。要望にとどめておきます。

次に、フードバンクについて再質問します。

答弁にあったように、市民が実に72世帯、103名。ホームレスも7名食料の提供を受け、命をつないでいます。

市役所としても、この団体に感謝するだけではなく、協力することができるのではないかと考えて、一つ提案いたします。

生活困窮者が一番ほしいのは、主食であるお米だそうです。しかし、お米は提供が少なく、その要望に応えきれないそうです。そこでフードバンクは、国民にお米1合寄付運動を提案

しています。市役所職員の皆さんに呼びかけて、定期的にこの「1合のお米」ボランティアをしていただけないか。市民との協同にも通じるものと信じます。よろしくお願いします。

次に臨時非常勤問題について再質問します。

再質問

- ① 非正規職員のうち、質問した職種は、すべて、地方公務員法に基づく、「一時的・臨時的・補助的」業務なのか
- ② 3月末で任用期限が切れる、雇い止めともいえる非正規雇用の職員の数は何名かお答え下さい。

現場で必要とされ、経験と熟練が求められているのに、補助的な業務というのは、ごまかしの答弁だと思います。

日本弁護士会は、有期雇用の乱用に対して、意見書を出しています。

その中で「期間の定めのある労働契約は、代替的・短期的・季節的な特別な場合を除いて許されないこと。解雇に関して正規労働者と差別して取り扱わないこと」を提言しています。

再質問

そもそも地方公務員法は「恒常的・基幹的」業務に非常勤職員に従事させることを想定されていません。ほとんどが定数削減の中で必要な人員で、一時的・臨時的・補助的な業務ではないと思います。なのに、何年勤めても昇給はなく、10年目の人も1年目の人も同じ賃金です。これが劣悪な労働条件といわなくて、なんと言うのでしょうか。見解を聞かせてください。

- ③ 改正パート労働法について再質問します。

同法は、通常の労働者と均衡の取れた待遇を確保することなどを目的とし、業務内容や責任が同じで異動・転勤がない場合、同一賃金表への格付け、定期昇給制度、一時金の支給を認めています。見解を求めます。

答弁に対して、

パート労働法は確かに、公務員を適用除外しています。だからといって、一般的に差別労働を禁止している法律に、市役所が反することを正当化してはならないと思います。自治体こそ法の趣旨を踏まえて、率先して守ることが当たり前ではありませんか。専門職や現業職は、ほとんどに置いて正規職員と同じ業務や責任で働いています。

さて、具体的な事例についてです。

学校給食調理現場における、非正規職員は98人おり、本務職員84人に対して、定数の半数以上が非正規職員で運営されています。仕事をする時間が毎日、1時間45分短いで、年収は平均113万円。本務職員の平均470万円の4分の1の収入しかありません。

非正規雇用というだけで生活保護基準以下の給料で、よいのでしょうか。仕事は正規職員と何一つ変わりません。暮らしていけないのは当たり前です。

母子世帯の女性はこう訴えています。「市は、この条件でなければ契約しない。生活できなければ、他に仕事をすれば良いといわれる。」仕事に誇りを持っていて、やりがいを感じているのに、年収は少なく他に仕事を掛け持ちしなければ、生活ができず、子どもとの団欒も持てない、体を壊すほど働いた。」それなのに、今度は雇い止めされる。市役所の仕事でこんなワーキングプアがあっていいのか。

宮里総務部長、元労働組合委員長出身で、この話はよく理解できると思います。退職前に少しでも改善しようと思いませんか。

いま非常勤や臨時職員の皆さんが切実に求めていることは、3月末で任用切れ{雇い止め}を向かえ、失業することです。現場でもベテランとして必要とされ、本人も働き続けなければ暮らせない状況なのに、非常勤は3年から4年、臨時は1年でやめなければならない。専門的な知識や熟練を必要とする職種はせめて正職員として雇用することが市民サービスの向上に寄与します。暮らしていける賃金でこそものを買うことができ、経済に貢献します。給食調理員や保育士、幼稚園教諭、徴税業務、生活保護の職員、市民相談窓口、DVや虐待の相談員など、正規雇用置き換えるべきです。

市役所が、失業者を出し、ワーキングプアの労働者を生み、使い捨て労働をしている事実は、多くの市民の期待を裏切るものです。

直ちに全てを改善せよとは言いません。計画的に改善をし、市役所を、公務員を魅力的な職業と目指す若者に夢を与えてください。